



【coffee break】 2012.08.17

被災ローン減免制度の積極活用を求める院内集会のお知らせ

本日は、被災ローン減免制度の I N F O です。

～ 8/21 (火) 被災ローン減免制度の積極活用を求める院内集会のお知らせ～

東日本大震災の発生により、住宅ローンの担保物件である建物等が津波等の被害により滅失し、ローンだけが残る悲しい事態が生じました。復興を妨害するこれらのローンを減免する制度として、ADR 手続の指針「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下、「被災ローン減免制度」) が制定されましたが、様々な誤解もあり、制度の成立件数が伸び悩んでおります。

制定から 1 周年を迎えるにあたり、日本弁護士連合会さん主催により、積極活用を求める院内集会が開かれますので、ご興味のある方は是非ご参加下さい。

< 被災ローン減免制度の積極活用を求める院内集会 >

日 時 : 8月21日(火) 12時～13時

場 所 : 参議院議員会館 1階101室
東京都千代田区永田町 2-1-1

参加費 : 無料

主 催 : 日本弁護士連合会

申込書 : 下記 URL をご参照下さい。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/event/data/2012/event_120821.pdf

U R L : <http://www.nichibenren.or.jp/event/year/2012/120821.html>

<被災ローン減免制度とは？>

ローンの返済が出来ない方、または、近い将来返済できないことが確実な方が、運営委員会に相談をしながら書類を提出することにより、ローンの一部減免を受ける制度です。「破産」制度のようなイメージを持たれる誤解がしばしば見受けられますが、例えば、下記の様なことは破産と異なります。

- ・ブラックリストに載りません。
- ・不動産を残すこともできます。
- ・無料で専門家の援助を受けられます。

なお、弁護士小口幸人先生の解説がとても分かり易いので、ご紹介させていただきます。

弁護士小口幸人先生（岩手県宮古市）の解説

<http://www.youtube.com/watch?v=gRGSIKMboFc>

以上です。

せっかく制定された制度も誤解などで利用されないことは大変もったいないことです。我々、司法書士も研鑽を重ね、適切な制度等をご案内していきたいと思えます。

今後とも宜しく願い申し上げます。